令和8年度版清掃ごよみ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青森市が発行する令和7年度清掃ごよみ(以下「清掃ごよみ」という。) に広告を掲載することに関し、青森市広告取扱要綱(平成17年6月28日実施。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載媒体)

- 第2条 広告の掲載媒体は、清掃ごよみとする。清掃ごよみは年に1回発行するものとする。
- 2 清掃ごよみの規格は縦長のB3サイズ(縦51.5センチメートル、横36.4センチメートル)とする。
- 3 清掃ごよみの種類は、16種類とする。

(広告の掲載位置及び掲載枠)

- 第3条 広告の掲載位置は、清掃ごよみの表面下欄とし、その掲載枠は5枠を上限とする。
- 2 広告1枠あたりの規格は、縦4.5センチメートル横8センチメートルとする。
- 3 広告の掲載は、1広告主につき1枠とする。ただし、広告掲載希望者数が募集した枠数 に満たない場合で、当該希望者が複数枠の利用を希望するときは、これを認めることがあ る。

(広告の料金)

- 第4条 広告の掲載に係る1枠当たりの料金の額(消費税及び地方消費税を含む。)は、次のとおりとする。
 - (1) 令和8年度版清掃ごよみ 127,000円
- 2 ただし、広告掲載希望者数が募集した枠数に満たない場合で、かつ複数枠の利用を希望 する希望者がいないときは、第1項の金額の変更を認めることがある。

(広告掲載事業者の資格要件)

- 第5条 広告掲載事業者の資格要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 家具、衣類、電化製品、食器、自転車、ベビー用品類、書籍など、家庭で不要となった物を取引し、これらを売却している事業者(リサイクルショップなど)であること。
 - (2) 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている事業者であること。
 - (3) 本市税を滞納していないこと。
 - (4) 青森市から指名の停止を受けていないこと。
 - (5) 事業者(法人の場合にあっては、その役員を含む。以下同じ。)又はその使用人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係がないこと。

(広告掲載希望者の募集)

第6条 広告掲載希望者の募集は、青森市ホームページ等を通じ公募により行うものとする。

(広告掲載の申込み等)

- 第7条 要綱第5条第1項の規定による広告掲載の申込みは、次に掲げる書類等を提出して 行うものとする。
 - (1) 清掃ごよみ広告掲載申込書(様式第1号)
 - (2) 版下原稿(紙媒体及び電子媒体)
 - (3) 事業の概要がわかる資料 (パンフレットなど)
 - (4) 資格又は免許を必要とする業種にあってはそれを証する書類の写し(古物商許可証等)
 - (5) 納税状況の確認に係る同意書又は納税証明書
 - (6) 清掃ごよみ広告掲載申込資格誓約書(様式第2号)

(掲載内容の審査等)

- 第8条 要綱第5条第2項の審査は、環境部がこれを行う。
- 2 前項の規定による審査の結果、掲載を希望する広告が募集枠数を上回った場合は、抽選により掲載を決定するものとする。
- 3 要綱第5条第2項の通知は、広告掲載決定通知書(様式第3号)又は広告非掲載決定通知書(第4号)により行う。

(掲載料の納入等)

第9条 要綱第6条第1項の規定による料金の納入は、要綱第5条第2項の通知に同封する 青森市納入通知書を用いて、指定期日までに指定の金融機関等で行うものとする。

(広告掲載の取消し)

- 第10条 要綱第7条第1項第3号の指示は、次の各号のいずれかに該当するときに当該各号に掲げる状態を解消することを求めて行うものとする。
 - (1) 掲載の決定後において第5条広告掲載事業者の資格要件のいずれかに該当しないことが判明したとき。
 - (2) 指定する期日までに版下原稿を提出しないとき
 - (3) 指定する期日までに広告掲載料を納入しないとき
 - (4) その他清掃ごよみの編集又は発行上支障があると認めるとき。

付 則

(施行期日)

この要領は、令和7年8月13日から実施する。